



令和7年がスタートいたしました！ 年末は色々な壁が登場して、いったいいくらまで働けるのか、税法上の扶養と社会保険上の扶養の違い等、説明する機会が増えました。今年も変化の年となると思いますが、分かりやすい説明を心がけてまいります。よろしくお願いいたします。

壁について

	所得税法	社会保険
103万	103万を超えると課税される。配偶者の収入が103万以上になった場合、企業が配偶者手当を打ち切るケースが多い。19歳以上23歳未満のアルバイト学生は103万を超えると特定扶養控除がなくなり、親の税負担が一気に増える。⇒ 特定扶養控除である学生バイトの壁150万 にと明記した。	
106万		50人以上の会社で、週20時間以上勤務し、月8.8万円（年間106万）の場合、社会保険に加入する義務がある。学生は対象外。2026年10月撤廃の方向。
123万	自民・公明の与党は2025年度の税制改正大綱に壁の年収額をこれまでの 103万円から123万円に引き上げると明記した。	
130万		社会保険上扶養家族の条件は年間収入原則130万未満であること。毎月、 $130万 \div 12 = 108,333.3$ 円以上の条件で勤務している場合、扶養から外れる必要がある。
150万	・103万未満の場合、配偶者控除は38万だが、配偶者特別控除は150万までは満額の38万の控除を受けることができる。150万を超えると控除の額が小さくなる。	
178万	上記の123万から178万円への大幅引き上げを求める国民民主党との協議は継続している。	

高額療養費（限度額変更）

来年の8月より高額療養費制度の自己負担限度額が上がる予定です。⇒協会けんぽのHPのチェックをお願いします。

育児介護休業法改正

来年4月、10月と改正があります。詳細は当事務所のHPをご確認下さいませ。QRコードより入れます！



高額療養費制度 変わる自己負担限度額（月額）

年収	現行	2025年8月～	→ 年収区分を13区分に細分化。2段階で引き上げ	年収	2027年8月～
約1160万円～	25万2600円	29万 400円 (+3万7800円)		約1650万円～	44万4300円
				約1410万円～	36万 300円
				約1160万円～	29万 400円
				約1040万円～	25万2300円
				約950万円～	22万 500円
				約770万円～	18万8400円
				約650万円～	13万8600円
				約510万円～	11万3400円
				約370万円～	8万8200円
			約260万円～	7万9200円	
			約200万円～	6万9900円	
			～約200万円	6万 600円	
住民税非課税	3万5400円	3万6300円 (+900円)	住民税非課税	3万6300円	

※70歳未満の場合。カッコ内は現行比。70歳以上の年収約370万円までは、26年8月に外来受診費の月額上限特例を2000～1万円引き上げるケースがある

今後の動向等

◆ **雇用保険料率が4月以降下がる予定です。**
1%の折半なので、0.6%⇒0.55% 確定はしていないので、こまめにチェックをお願いいたします。